

令和4年度ストレスチェック業務委託仕様書

1 目的

労働安全衛生法第66条の10および秋田市職員安全衛生管理規則第34条の規定に基づき、本市職員を対象に心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック）を行い、職員が自らのストレスへの気付きを促すほか、事業主としての本市による高ストレス者への支援や職場環境の整備を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 受検期間

秋田市の指定する任意の日から3週間程度

4 受検対象者

正職員および会計年度任用職員（任期通年かつ週勤務時間20時間以上）

5 受検者数見込み

- (1) WEB方式 3,665人
- (2) マークシート方式 246人
- (3) 面接指導希望者数 6人

6 業務内容

次に掲げる事項のほか、「秋田市職員ストレスチェック制度実施要綱」に基づく業務を行う。

- (1) ストレスチェックの実施から、職員個人へのストレスチェック結果の提供までの一連の業務
- (2) 秋田市内の医療機関の医師等（秋田市の産業医を除く。）による面接指導および意見書作成に係る一連の業務
- (3) 秋田市が提供する職員データの適切な取扱い、管理および保管
- (4) 受検勧奨メールの配信
- (5) 高ストレス者の抽出ならびにリストの作成および提供
- (6) 面接指導申出勧奨メールの配信ならびに通知文の作成および封入
- (7) 結果データの提供および保存
- (8) 労働生産性低下率の測定
- (9) 集団分析結果の納品およびその解説
- (10) 職場環境改善対策へのサポートおよび管理職、一般職に応じた研修の実施

(11) 個人情報保護の観点から、ストレスチェック結果の通知やその後の対応に際しては、実施者や実施事務従事者以外の第三者にその内容が知られることのないよう十分なセキュリティ対策を講じること。

(12) その他、ストレスチェック全般に関する助言を行うこと。

7 提出書類

本業務の着手に当たり受託業者は、次に定める書類を秋田市に提出し、承認を得るものとする。

(1) ストレスチェックの実施に携わる実施事務従事者等一覧

(2) 研修講師の略歴など、秋田市が指示する書類

8 ストレスチェック制度についての理解

(1) ストレスチェックの目的が主に一次予防にあること、実施者や実施事務従事者に対して労働安全衛生法第104条に基づく守秘義務が課されることおよび本人の同意なくストレスチェック結果を事業者に提供することが禁止されていることを理解していること。

(2) 実施事務従事者となる者に対して研修を受けさせる等により、これらの制度の仕組みや個人情報保護の重要性を理解していること。

9 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、事故および災害の防止に万全を期すこと。

(2) 本仕様書に記載のない事項および詳細は、秋田市と受託業者が双方協議して定める。